

地籍集成編纂図

造成費説明図

擁壁面積合計 29.4407㎡ 擁壁総長 144.33m  
 単純平均高 0.204m

C 35.98m B 0.00

側面(土止め)の距離(長さ)	35.98 m
平均の高さ	$(0.05+0.00) \times 1/2$ 0.025 m

B 53.91m F 0.15m

側面(土止め)の距離(長さ)	53.91 m
平均の高さ	$(0.00+0.15) \times 1/2$ 0.075 m

E 36.40m F 0.45m

側面(土止め)の距離(長さ)	36.40 m
平均の高さ	$(0.45+0.45) \times 1/2$ 0.45 m

I 18.04m E 0.45m

側面(土止め)の距離(長さ)	18.04 m
平均の高さ	$(0.45+0.45) \times 1/2$ 0.45 m

I 18.04m E 0.45m

側面(土止め)の距離(長さ)	18.04 m
平均の高さ	$(0.45+0.45) \times 1/2$ 0.45 m

8.118㎡



土盛りの必要量(体積)	
土盛りを要する面積	必要量(体積)
1,983.00 ㎡	892.35 ㎡
備考: 土盛りを要する面積・平均の高さ等について	
$1,982.00 \times 0.45 = 892.35$	
評価土地は平埋	

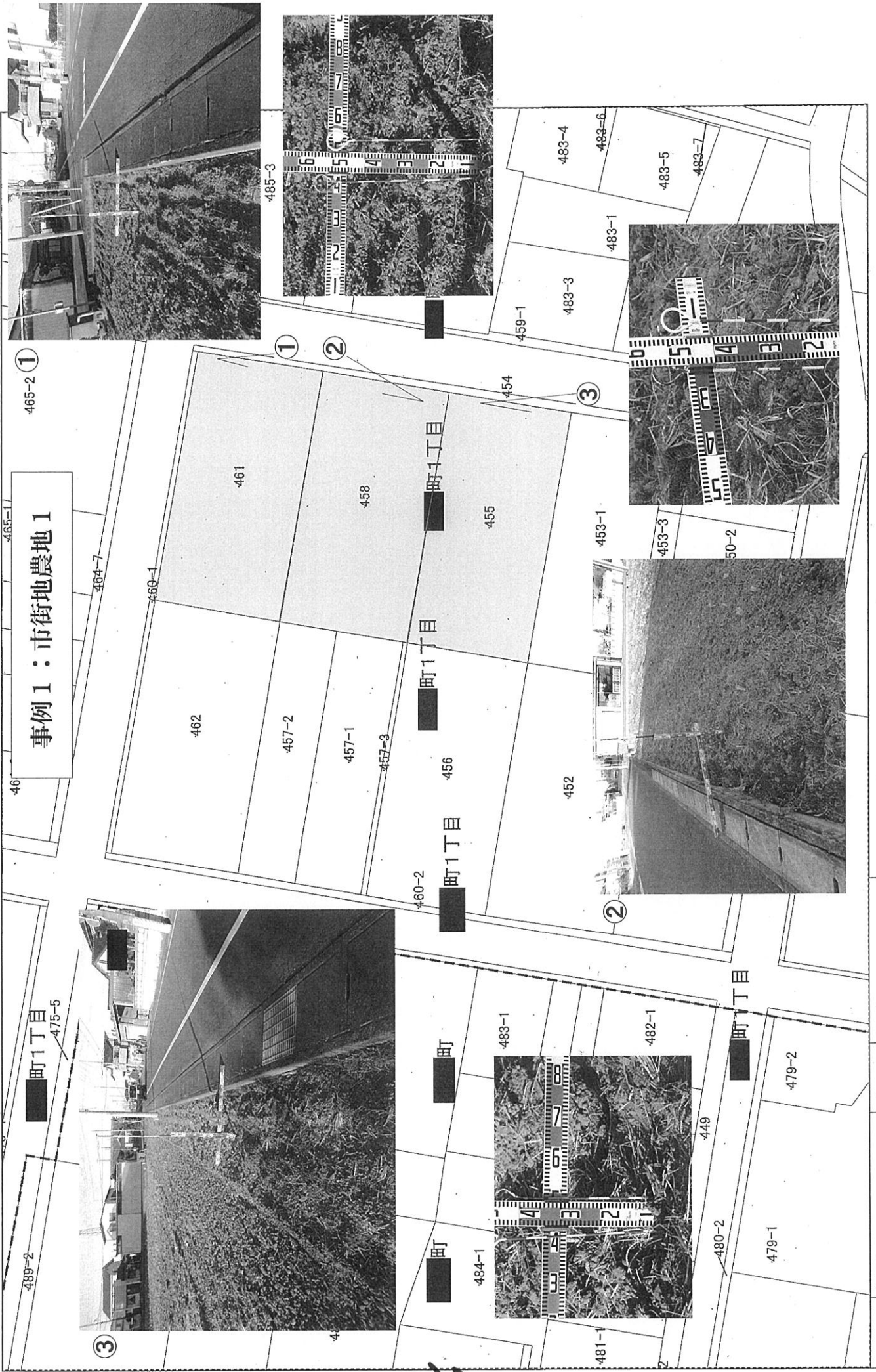
大字名 町1丁目 地番

1:500 0 4.5 9 18 27 36 m

この図面は法務局の公図などから編纂したものです。権利関係等の法的根拠を一切有しません。異動基準日 令和3年1月1日時点

地籍集成編纂図

事例 1 : 市街地農地 1



大字名 町1丁目

地番

1:500



この図面は法務省の公図などから編纂したものです。権利関係等の法的根拠を一切有しません。真動基準日 令和 3年 1月 1日 時点

市地籍集成編纂図

造成費説明図



側面(土止め)の距離(長さ)	23.30 m
平均の高さ	$(0.00+0.22) \times 1/2$ 0.11 m



側面(土止め)の距離(長さ)	12.43 m
平均の高さ	$(0.30+0.22) \times 1/2$ 0.26 m



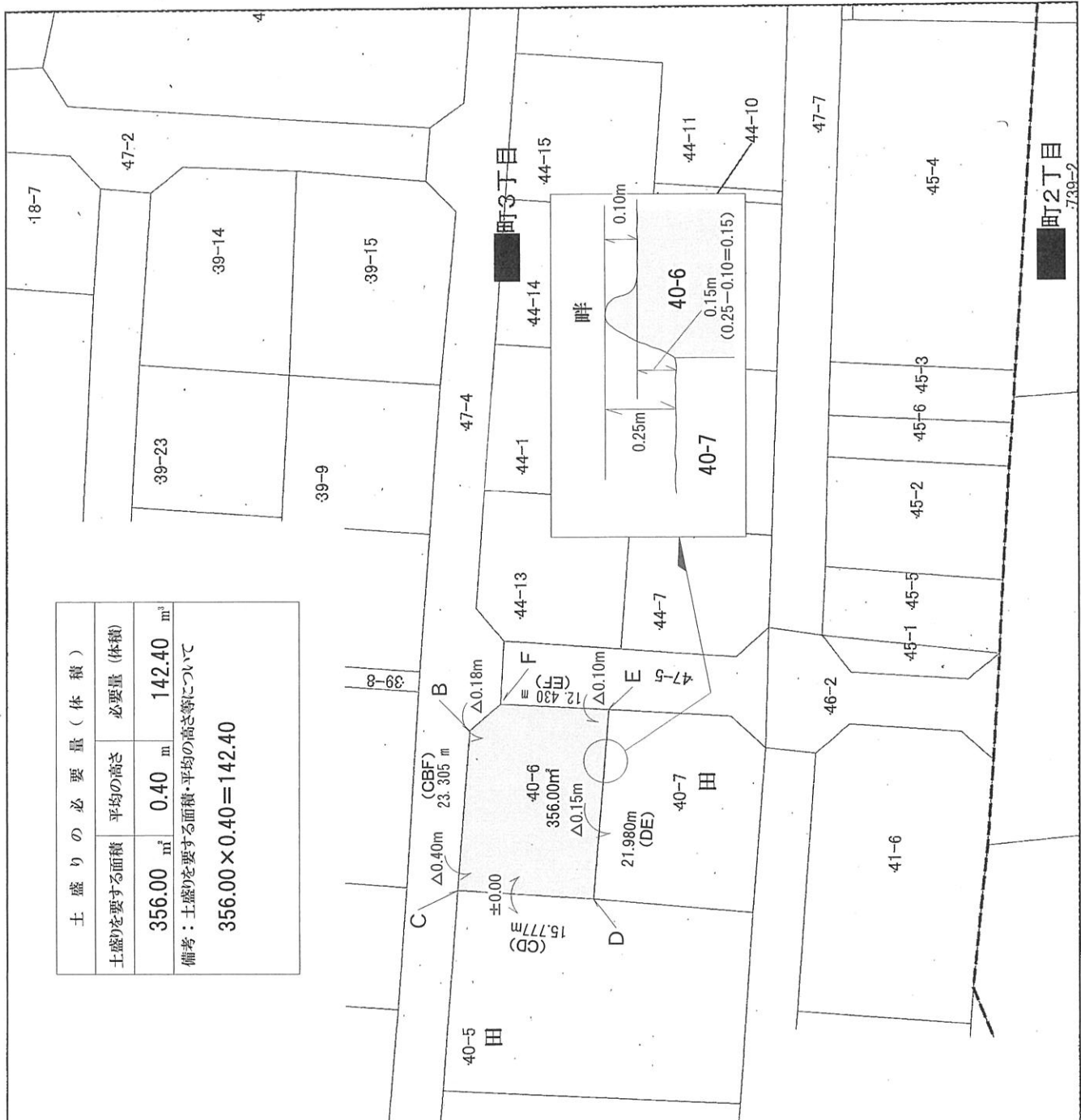
側面(土止め)の距離(長さ)	21.98 m
平均の高さ	$(0.55+0.40) \times 1/2$ 0.475 m



側面(土止め)の距離(長さ)	15.77 m
平均の高さ	$(0.40+0.40) \times 1/2$ 0.40 m

土止め擁壁面積 合計 24.1918㎡  
 擁壁総長 73.48m  
 擁壁単純平均高 0.3292m ≒ 0.33m

土盛りの必要量 (体積)		
土盛りを要する面積	平均の高さ	必要量 (体積)
356.00 m <sup>2</sup>	0.40 m	142.40 m <sup>3</sup>
備考：土盛りを要する面積・平均の高さ等について $356.00 \times 0.40 = 142.40$		



大字名 ■町3丁目

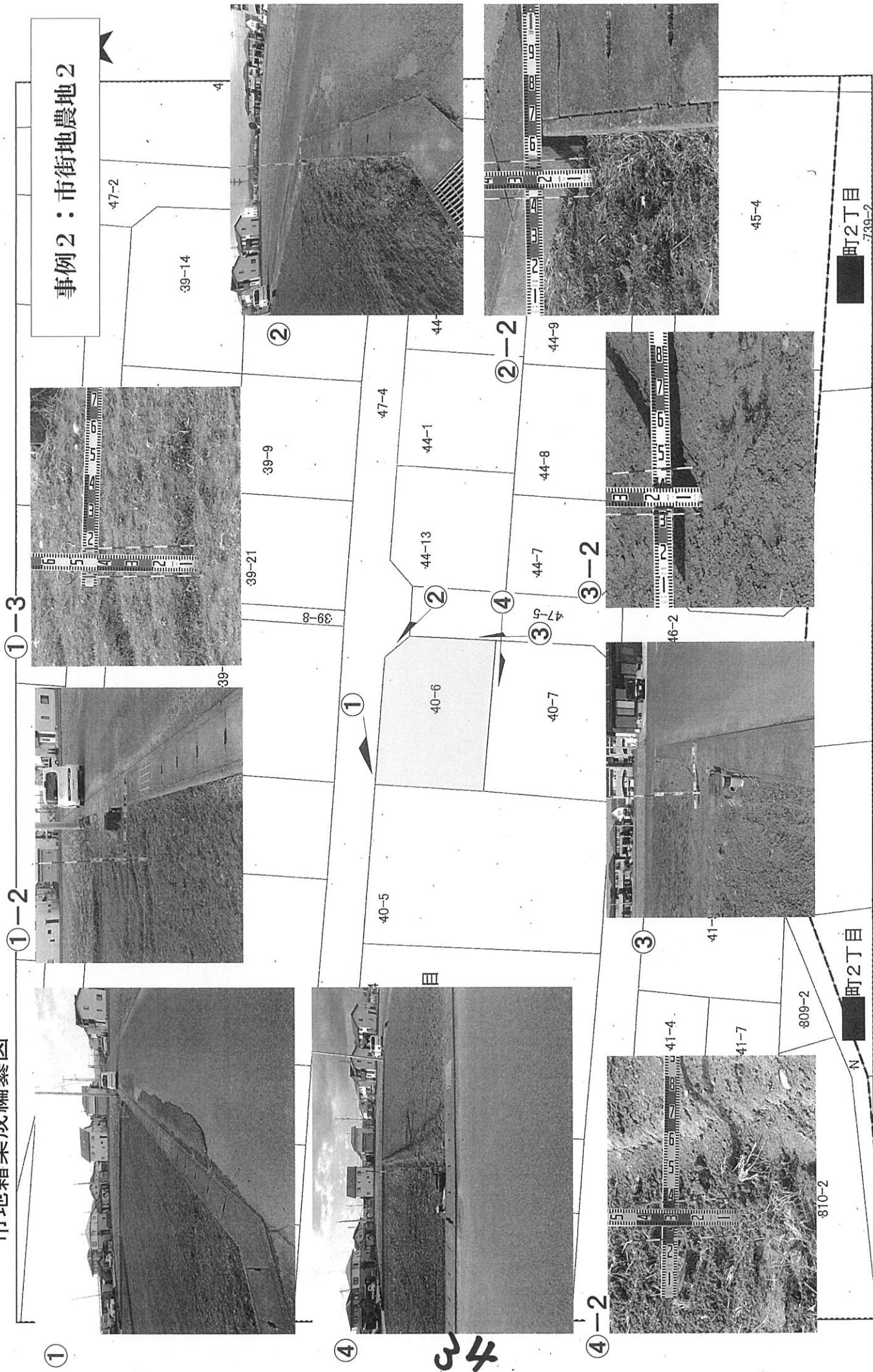
地番 ■

1:500 0 4.5 9 18 27 36 m

この図面は法務局の公図などから編纂したものです。権利関係等の法的相違を一切有しません。異動基準日 令和3年1月1日時点

市地籍集成編纂図

事例2：市街地農地2



大字名	町3丁目	地番	町2丁目	町2丁目
				739-2



この図面は法務局の公図などから編纂したものです。権利関係等の法的根拠を一切有しません。異動基準日 令和3年1月1日 時点

34



## (2) 評価土地と道路との関係

建築基準法第 43 条の接道義務と評価土地の関係に着眼点を置いた事例である。

評価額を大きく左右する部分があるにもかかわらず、ほぼほぼ見過ごされているものが含まれている。

これまで、各種参考書やセミナーでも取り上げられておらず、残念な事例である。

一つは某商工会議所の敷地。

もう一つは起伏の多い市街地に多い事例である。

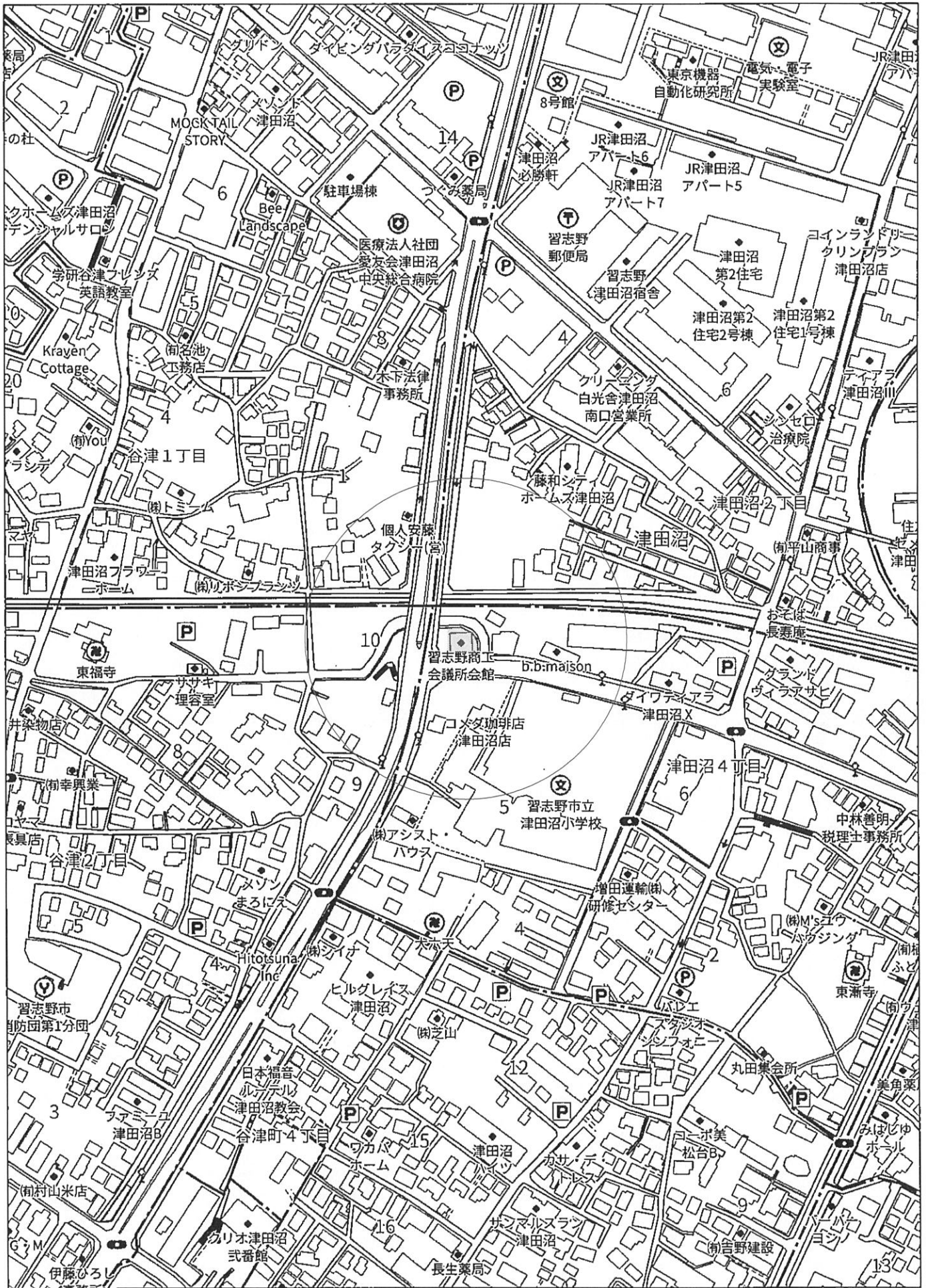
某商工会議所の敷地は一見難しいように思われるが、気を付けるべき点を含んでおり、とても参考になる事例である。

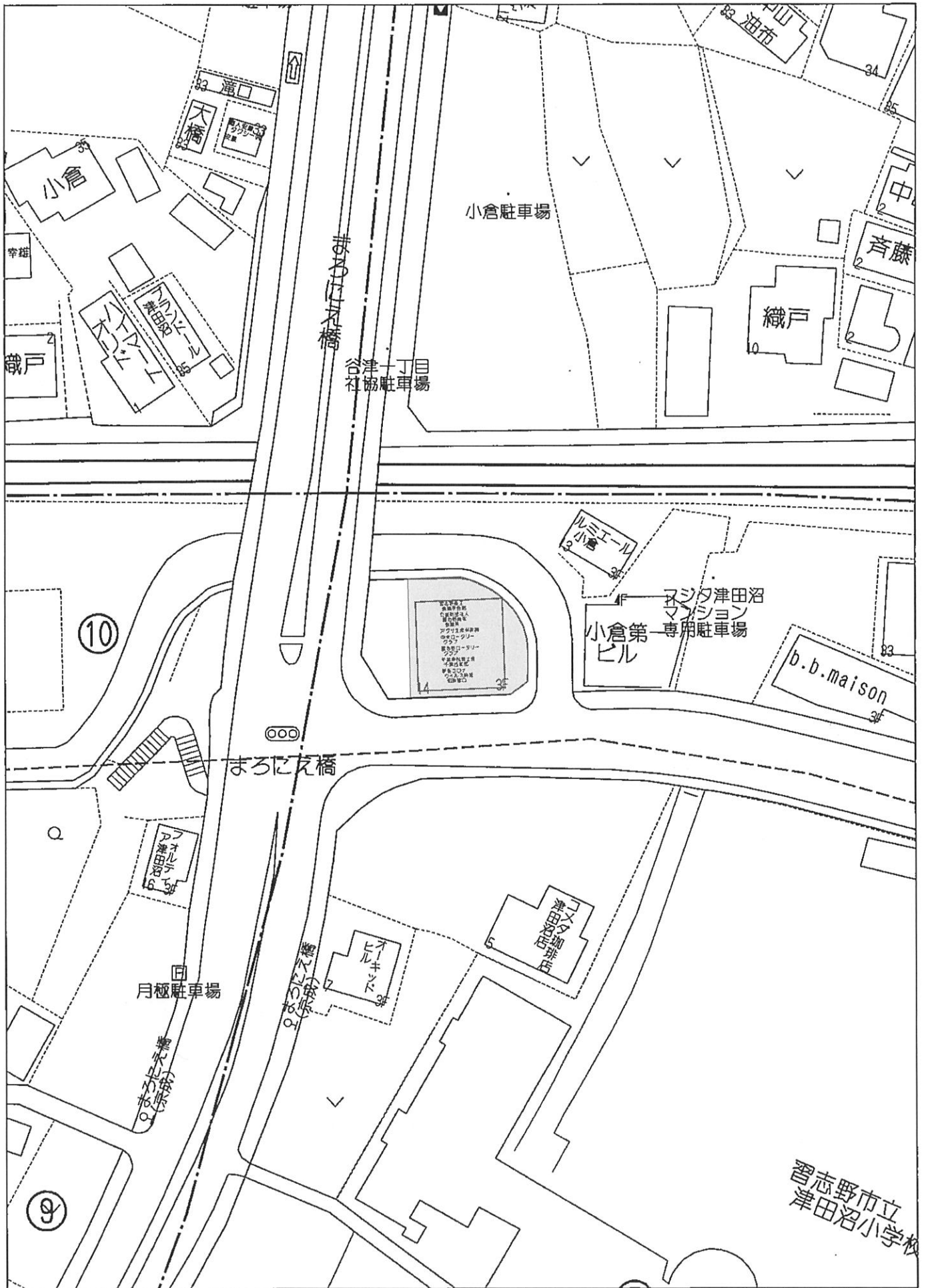
何れの事例とも、建築基準法第 43 条が深くかかわっており、かつ、日本建築行政会議の集団規定が重要な意味を持っている。

二事例とも財産評価基本通達だけでは判断できない事例である。

質疑応答事例にも過去の採決事例にもない。

税理士が過大評価に陥る危険性が高い事例でもある。

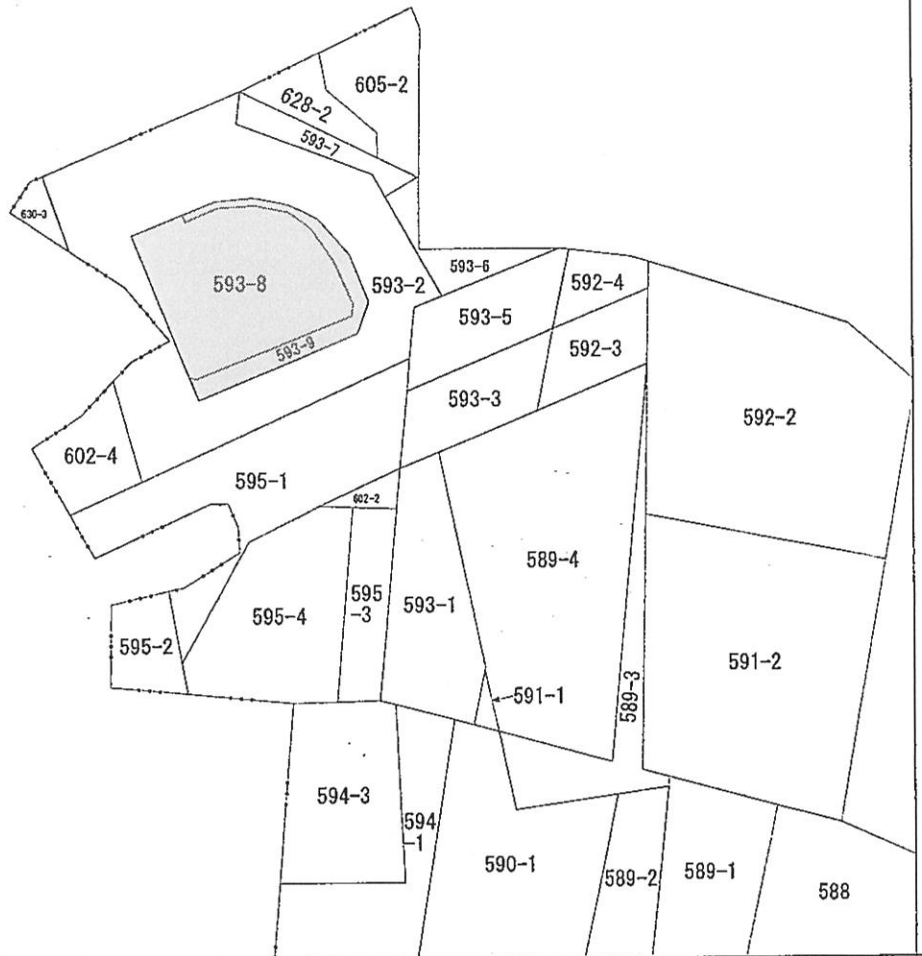
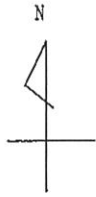




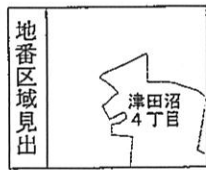
40m

1:916

37



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	習志野市津田沼四丁目			地番	593番8		
出力縮	1/600	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和4年5月27日  
千葉地方法務局

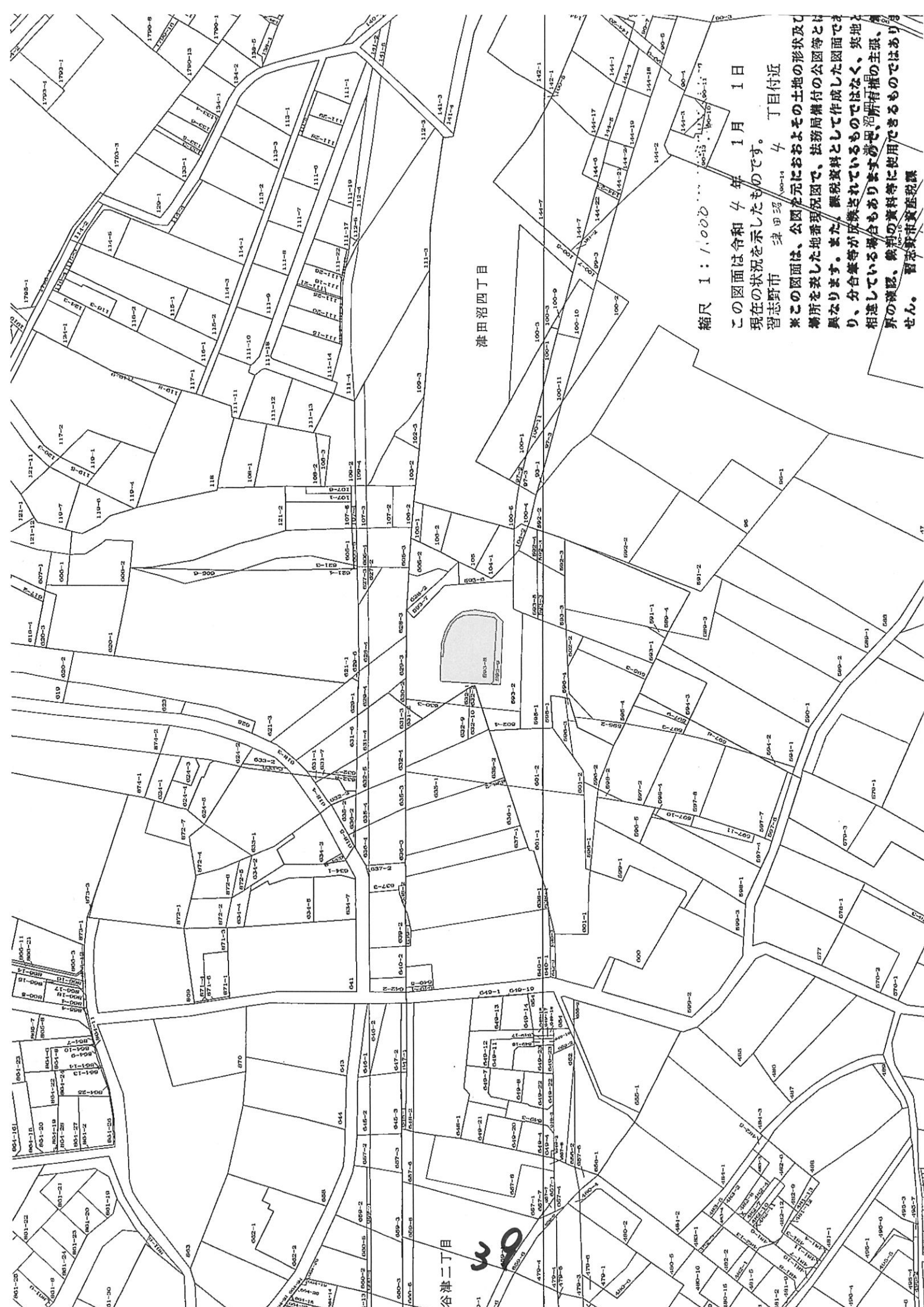
請求番号：46-1  
(1/1)

登記官

38 古関美弘







縮尺 1:1,000

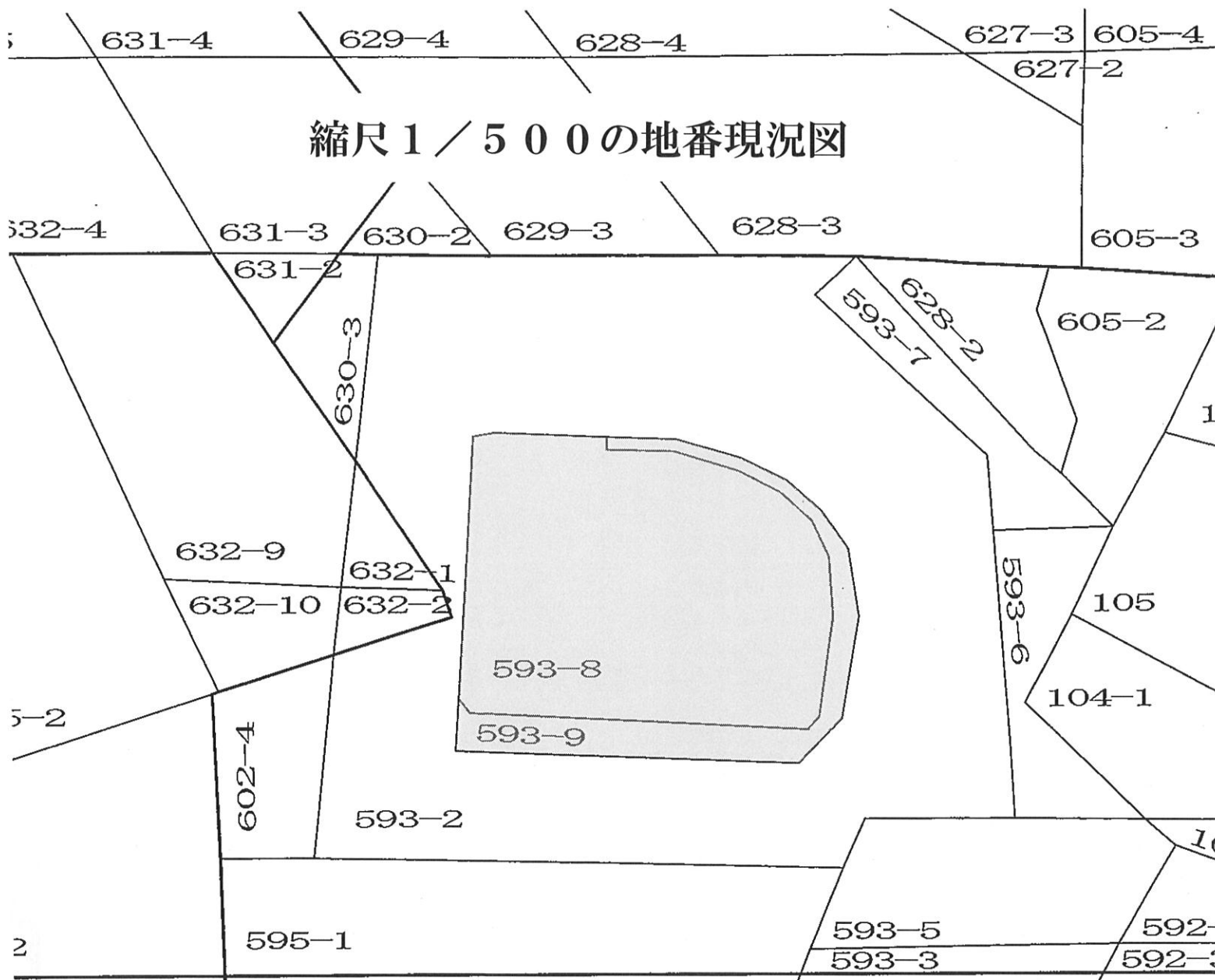
この図面は令和 4 年 1 月 1 日現在の状況を示したものです。  
 習志野市 津田沼 4 丁目付近  
 ※この図面は、公図を元におよその土地の形状及び場所を表した地番現況図で、法務局備付の公図等とは異なります。また、課税資料として作成した図面であり、分合筆等が反映されているものではなく、英地と相違している場合があります。また、沼所権の主眼、境界の確定、裁判の資料等に使用できるものではありません。  
 習志野市 建設課

津田沼四丁目

谷津二丁目

30

# 縮尺 1 / 500 の地番現況図



習志野市では通常は縮尺 1 / 1000 又は 1 / 2000 しか開示及び交付をしないこととしています。  
地番現況図とは一般には地番図とか地籍集成編纂図と呼ばれているものです。  
公図（地籍図）を合成し、字ごとにバラバラになっていた図面をつなぎ合わせたものです。  
航空写真との合わせ図によって歪みや地形を修正しています。  
近年、各市町村はこの作業に相当な予算を投下し図面の精度上げています。

地番図と航空写真の合わせ図の写しの交付は情報公開条例の開示請求による市町村が多いですが、沖縄県の主な市町村や栃木県の高根沢町役場のように通常の請求で交付している市町村もあります。

ちなみに、習志野市は開示請求をしても不開示です。

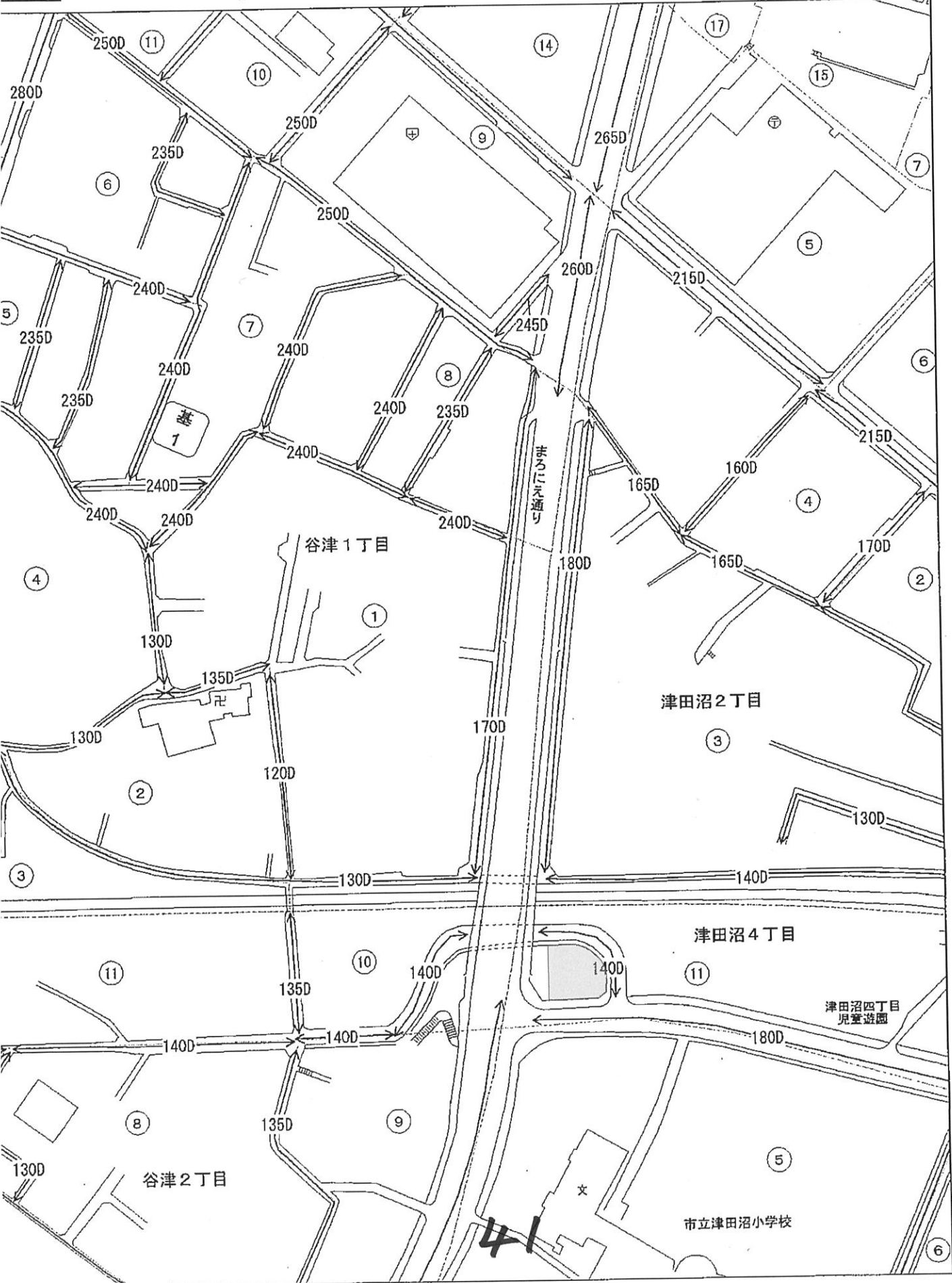
平成20年7月9日 習志野市個人情報保護審議会答申  
個人情報が含まれているため、開示請求があつたとしても、非公開（不開示）とする。

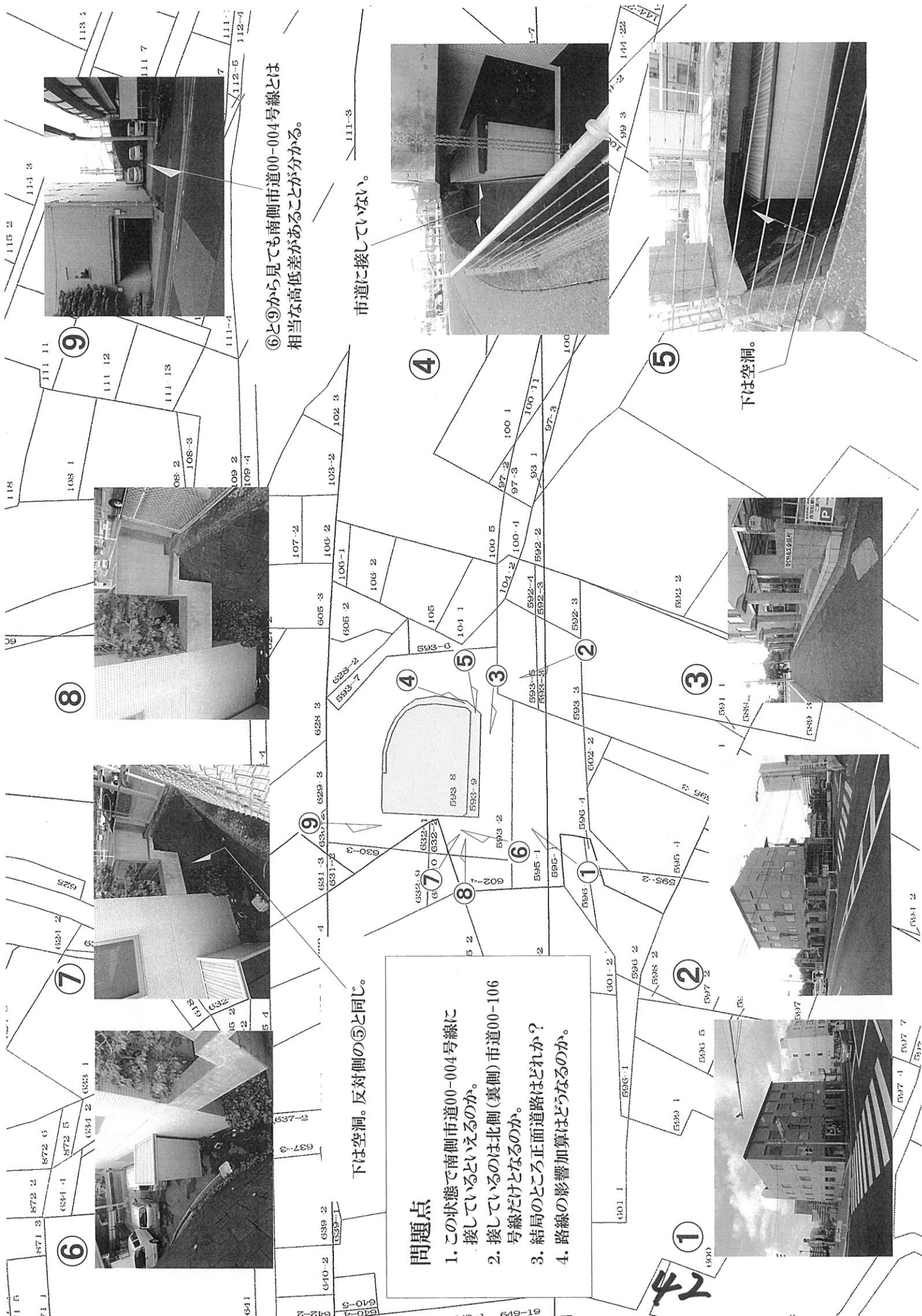
令和  
3  
03127

習志野市  
(千葉西署)

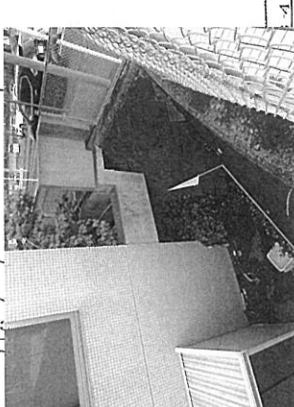
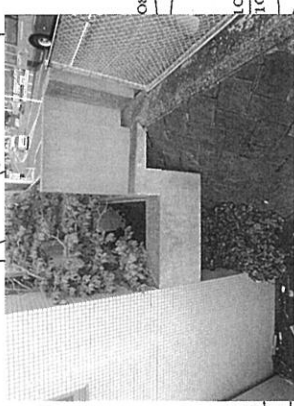
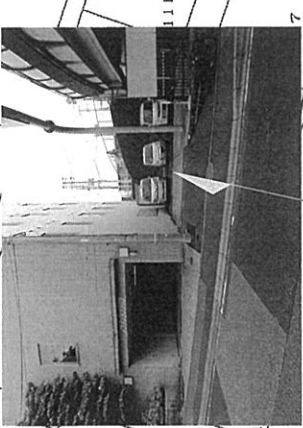


借地権割合	記号	借地権割合
90%	E	50%
80%	F	40%
70%	G	30%
60%		





6  
7  
8  
9

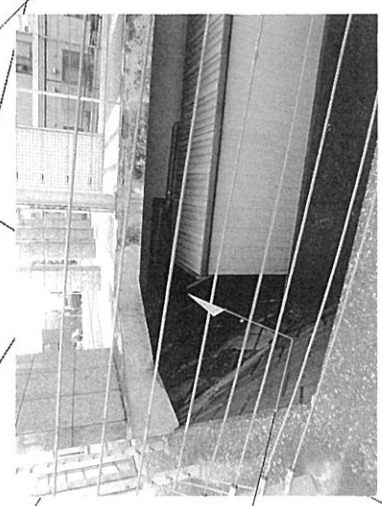
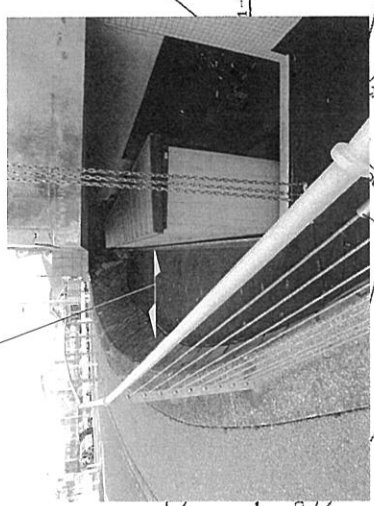


**問題点**

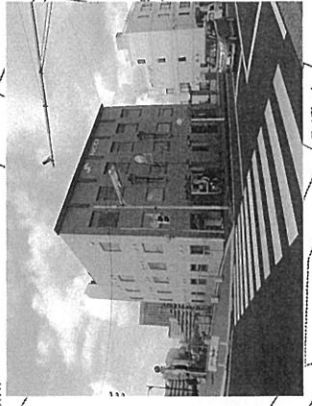
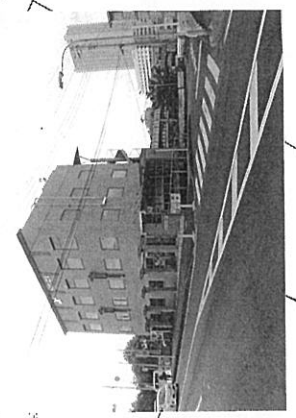
1. この状態で南側市道00-004号線に接しているといえるのか。
2. 接しているのは北側(裏側)市道00-106号線だけとなるのか。
3. 結局のところ正面道路はどれか？
4. 路線の影響加算はどのようなのか。

⑥と⑨から見ても南側市道00-004号線とは相当な高低差があることが分かる。

市道に接していない。



下は空洞。



5

3

2

1

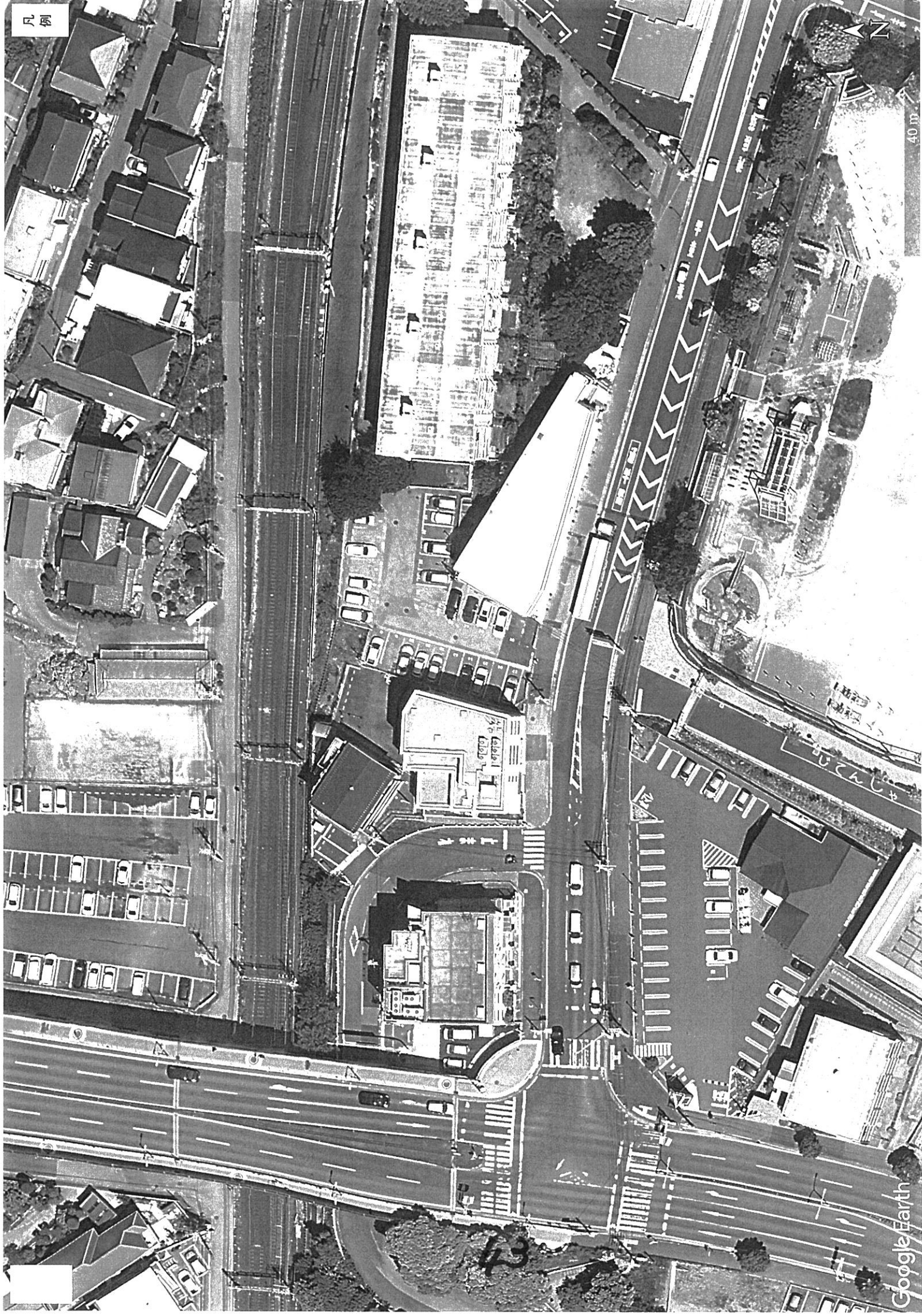
42



凡例



40 m



Google Earth

43





凡例

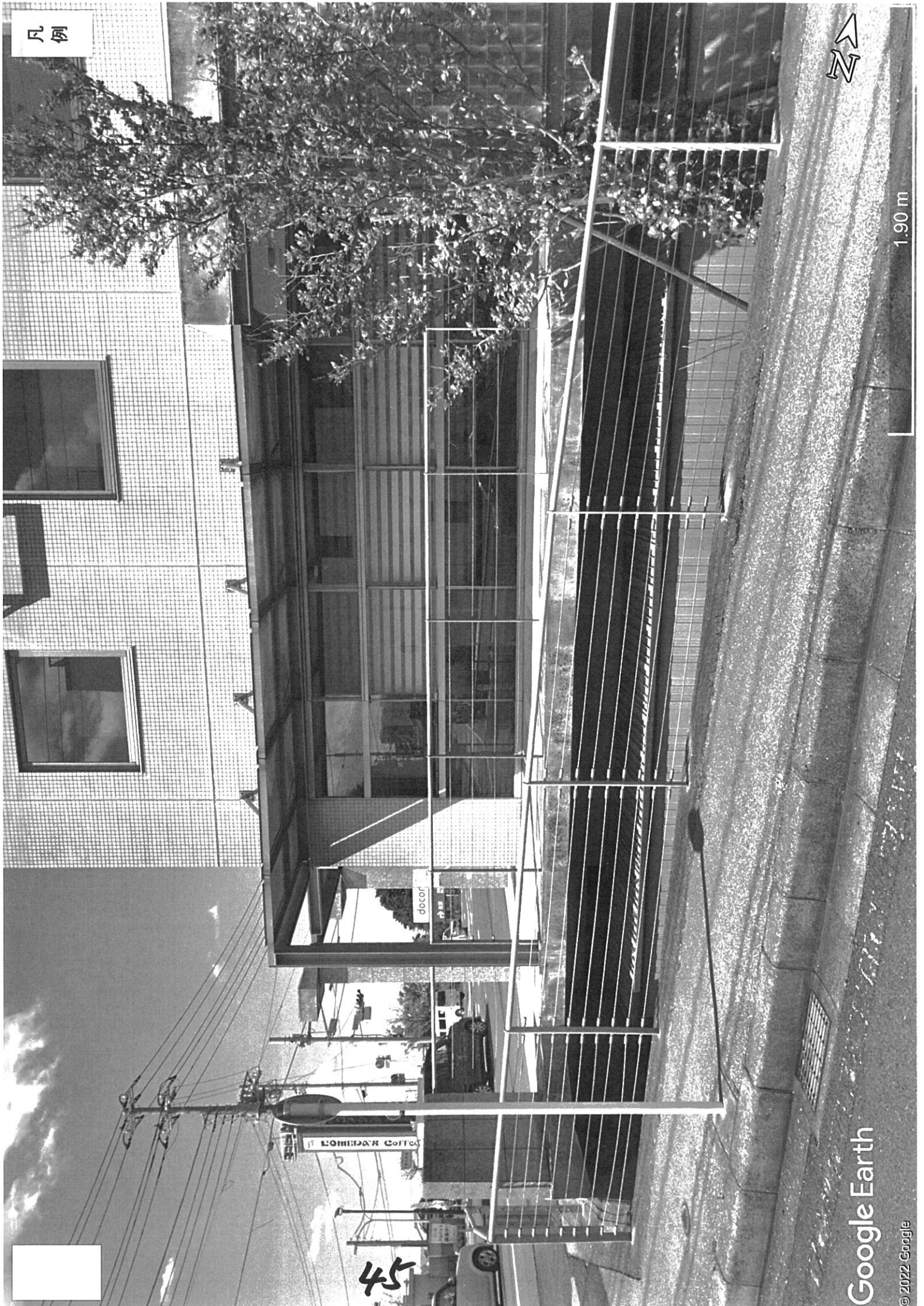


1.90 m

Google Earth

© 2022 Google

45



登記年月日：平成12年7月31日

12.7.31

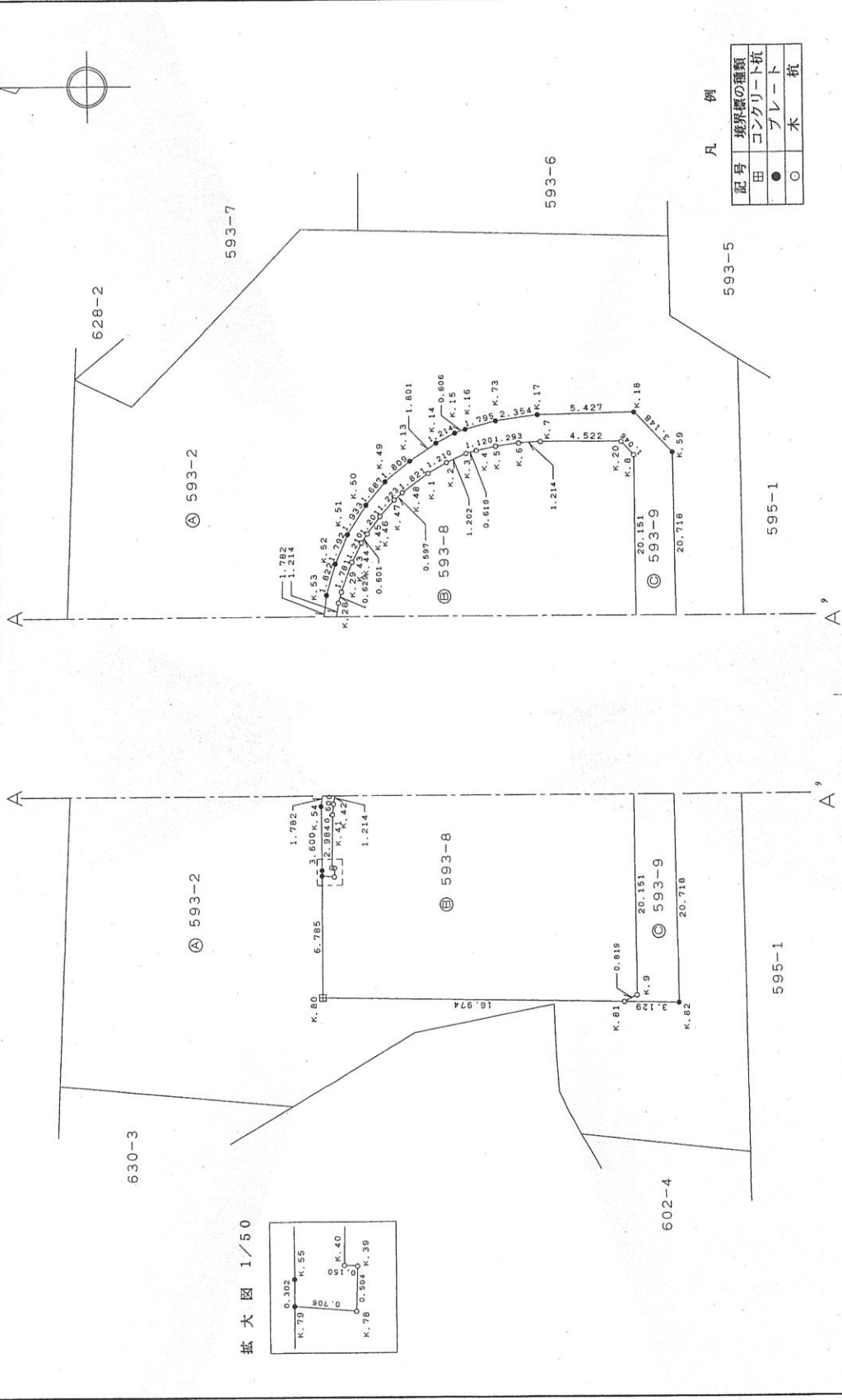
122316

地積測量図

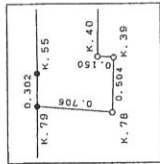
地番 593-2, -8, -9

土地の所在 習志野市津田沼四丁目

1/2



拡大図 1/50



凡例

記号	境界線の種類
田	コンクリート杭
●	フレート
○	木杭

作製者



土地家屋調査士  
千葉県習志野市西浜1丁目2番18  
土地家屋調査士 吉田哲 (平成12年6月21日作製)

申請人

習志野市長 荒木 勇

縮尺

1/250

(千葉県土地家屋調査士会用品)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和4年5月27日 千葉地方方法務局

登記官

吉岡美弘



46



登記年月日：平成12年7月31日

令和4年5月27日 千葉地方方法務局

登記官

吉岡美弘

請求番号：43-1

122317

座標求積表

Table with columns: 地番 (NO), Xn, Yn, Yn+1-Yn-1, Xn \* (Yn+1-Yn-1), and 合計面積 (Total Area). Rows include parcel numbers K.80 through K.78 and a total row.

Summary table with columns: 地番 (Parcel No.), 合計面積 (Total Area), and 残地 (Residual Land). Shows totals for parcels 1093.8043 and 678.0519630.

製作者: 土地家屋調査士 吉田哲 (平成12年6月21日作製)



地番: 593-2, -8, -9

土地の所在: 習志野市津田沼四丁目

申請人

習志野市長 荒木



縮尺

1/

(千葉県土地家屋調査士会用品)

地積測量図

12.7.31 (2/2)

Main table with columns: 地番 (NO), Xn, Yn, Yn+1-Yn-1, Xn \* (Yn+1-Yn-1), and 合計面積 (Total Area). Rows include parcel numbers K.81 through K.9 and a total row.

47



登記年月日：平成12年7月31日

令和4年5月27日 千葉地方法務局

登記官

古岡 善弘

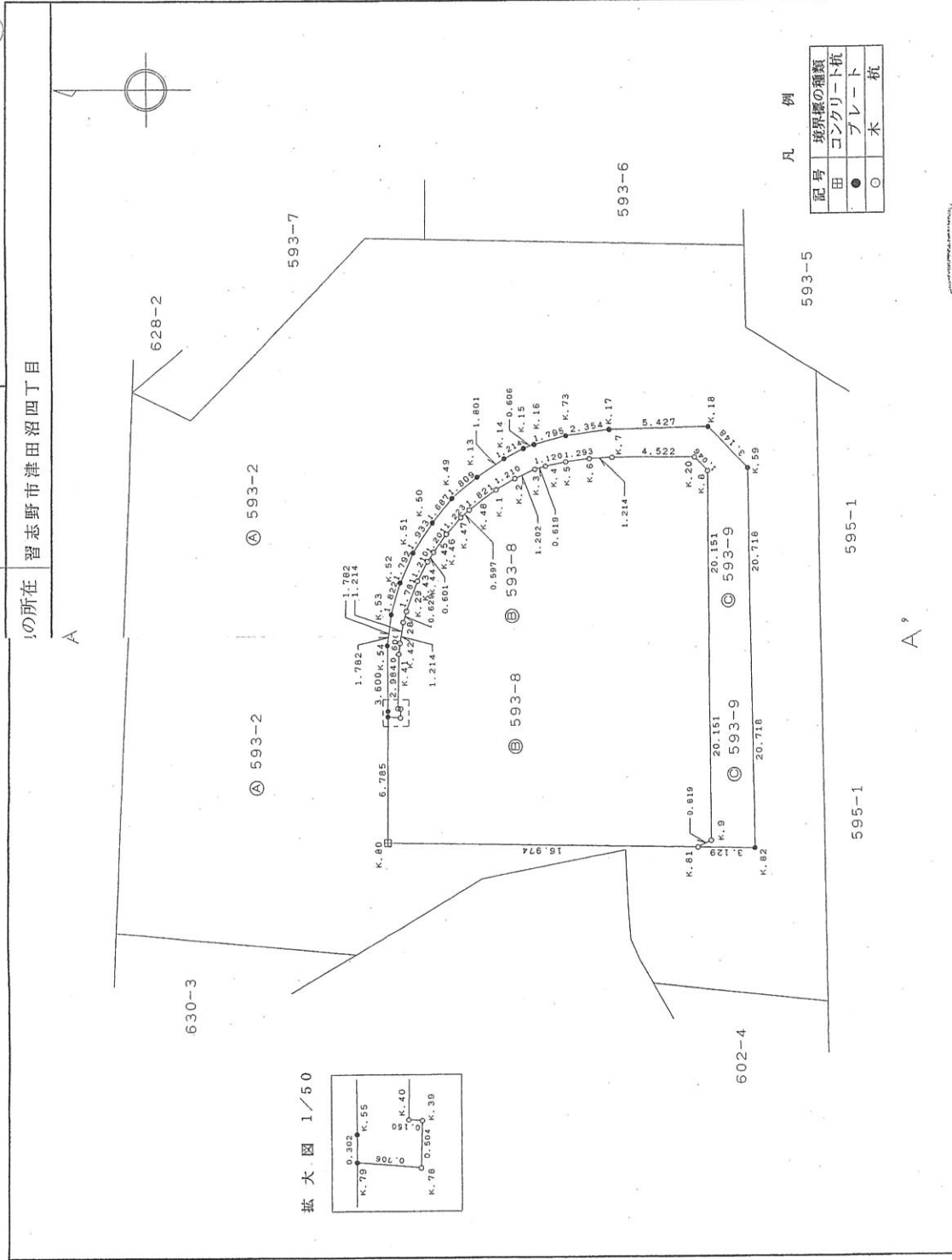
請求番号：43-1

122316

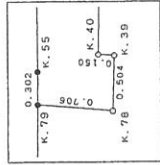
地積測量図 12.7.31 (1/2)

番 593-2, -8, -9

所在地 習志野市津田沼四丁目



拡大図 1/50



記号	境界標の種類
●	コンクリート杭
○	プレート杭
○	木杭

凡例

習志野市長 荒本 勇

青人

作製者 千葉県調査士 吉田 哲

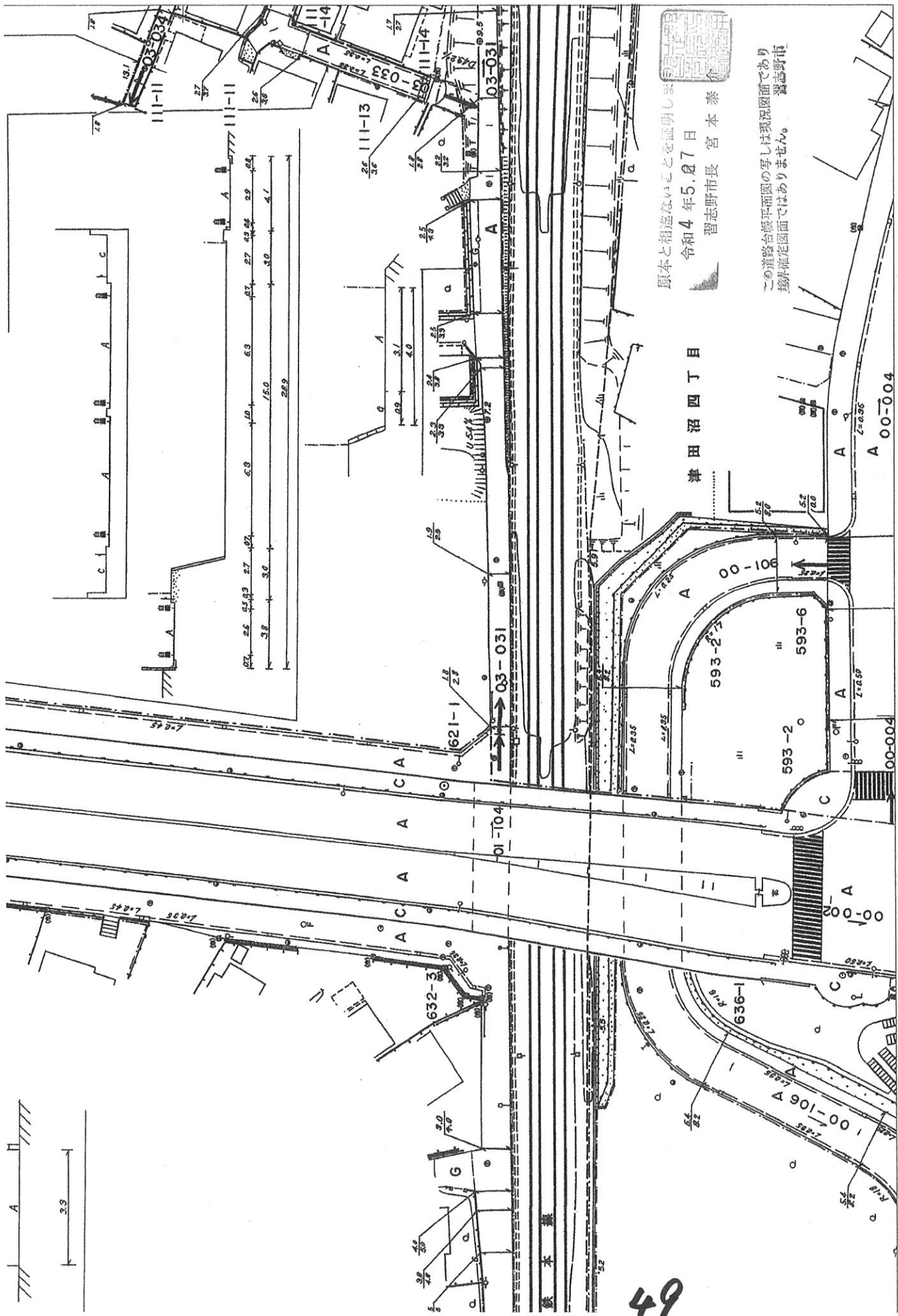


(平成12年6月2日)

縮尺 1/250

(千葉県調査士会印)





原本と相違ないことを証明します  
 令和4年5月27日  
 習志野市長 宮本 泰介

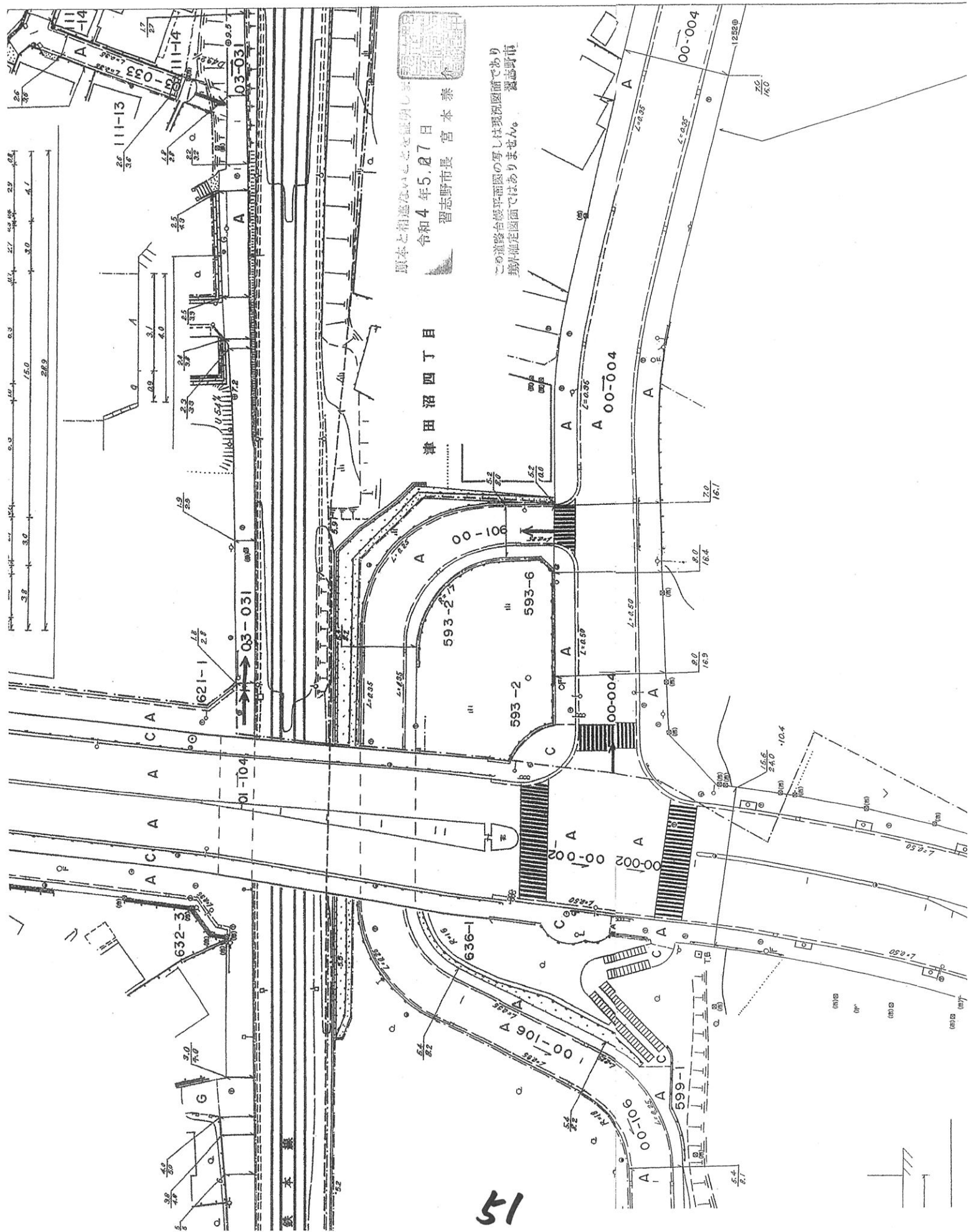
この道路台帳平面図の写しは現況図面であり  
 境界確定図面ではありません。 習志野市

津田沼四丁目

49







津田沼四丁目

この道路台帳平面図の写しは現況図面であり  
 境界確定図面ではありません。

51

表題部 (土地の表示)		調製	[余白]	不動産番号	0411001109747
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	習志野市津田沼四丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
593番8	雑種地	334		593番2から分筆 〔平成12年7月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成3年6月11日 第16179号	所有者 習志野市 順位1番の登記を転写 平成12年7月21日受付 第17062号
2	所有権移転	平成13年3月30日 第7586号	原因 平成12年12月20日売買 所有者 習志野市津田沼五丁目12番12号 習志野商工会議所
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成15年5月23日 第13718号	原因 平成15年4月1日主たる事務所移転 主たる事務所 習志野市津田沼四丁目11番14号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(千葉地方法務局管轄)  
令和4年5月27日  
宇都宮地方法務局栃木支局

登記官

52

坂 寄 寿 子



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K05118 (1/3)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0411001109748
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	習志野市津田沼四丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
593番9	雑種地	80		593番2から分筆 〔平成12年7月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成3年6月11日 第16179号	所有者 習志野市 順位1番の登記を転写 平成12年7月21日受付 第17062号
2	所有権移転	平成13年3月30日 第7586号	原因 平成12年12月20日売買 所有者 習志野市津田沼五丁目12番12号 習志野商工会議所
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成15年5月23日 第13718号	原因 平成15年4月1日主たる事務所移転 主たる事務所 習志野市津田沼四丁目11番14号

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	平成13年4月10日 第8551号	原因 平成13年3月30日設定 目的 1、次の行為をすることができない。 (1) 建築物その他の工作物を協議することなくして築造すること、及び土砂の搬出、掘削をすること。 (2) 爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱い及び貯蔵すること。 (3) 擁壁に支障となる竹木の植栽等の行為。 2、法面地を現擁壁を残して埋めること。 3、擁壁の保守等のためにこの土地に立入ること並びに承役地内にある擁壁に支障となる工作物及び立竹木を撤去又は伐採することができる。この場合、一切の補償を求めることができない。 範囲 全部 要役地 習志野市津田沼四丁目593番2



53



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

令和4年5月27日

宇都宮地方法務局栃木支局

登記官

54

坂 寄 寿 子



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K05118 ( 2 / 3 )

2 / 2

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年5月21日	不動産番号	0411000031749
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	習志野市津田沼四丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
593番2	畑	214		593番から分筆 〔昭和36年9月7日〕	
余白	余白	50		③593番2、同番5に分筆 〔昭和62年1月28日〕	
余白	雑種地	余白		②平成3年3月28日変更 〔平成3年6月12日〕	
余白	余白	1237		③602番1を合筆 〔平成3年6月12日〕	
余白	余白	1093		③593番2、593番6、593番7に分筆 〔平成3年8月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年5月21日	
余白	余白	678		③593番2、593番8、593番9に分筆 〔平成12年7月31日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成3年6月11日 第16179号	所有者 習志野市 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年5月21日

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	要役地地役権	余白	承役地 習志野市津田沼四丁目593番9 目的 1、次の行為をすることができない。 (1) 建築物その他の工作物を協議することなくして築造すること、及び土砂の搬出、掘削をすること。 (2) 爆発性、引火性を有する危険物の製造、取扱い及び貯蔵すること。 (3) 擁壁に支障となる竹木の植栽等の行為。 2、法面地を現擁壁を残して埋めること。 3、擁壁の保守等のためにこの土地に立入ること並びに承役地内にある擁壁に支障となる工作物及び立竹木を撤去又は伐採することができる。この場合、一切の補償を求めることができない。

55

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			範囲 全部 平成13年4月10日登記



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

令和4年5月27日

宇都宮地方法務局栃木支局

登記官

56

坂寄寿子



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K05118 ( 3 / 3 )

2 / 2

※ 受 付 欄	都	区役所・建築指導事務所 支庁・指定確認検査機関	※ 確認済証・番号	台帳 番号  号
			平成14年9月18日	
			(確認) 確認建築千葉県 第 号 (計画通知) 000044	

## 建築計画概要書

(第一面)

### 建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 シムラ セイチ  
 【ロ. 氏名】 習志野商工会議所 会頭 志村 征一  
 【ハ. 郵便番号】 〒275-0016  
 【ニ. 住所】 千葉県習志野市津田沼5-12-12  
 【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 48012号  
 【ロ. 氏名】 平川 國一  
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 11358号  
 (株) 環境設計工房  
 【ニ. 郵便番号】 〒102-0074  
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区九段南3-2-4-4F  
 【ハ. 電話番号】 03-3234-6521 FAX 03-3234-6523

【3. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 48012号  
 【ロ. 氏名】 平川 國一  
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 11358号  
 (株) 環境設計工房  
 【ニ. 郵便番号】 〒102-0074  
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区九段南3-2-4-4F  
 【ハ. 電話番号】 03-3234-6521

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ. 氏名】 郷原 努  
 【ロ. 勤務先】 (株) 創伸総合計画事務所  
 【ハ. 郵便番号】 〒130-0014  
 【ニ. 所在地】 東京都墨田区亀沢2-4-10コーポリヴァストーン103  
 【ホ. 電話番号】 03-5610-2720

【5. 工事監理者】

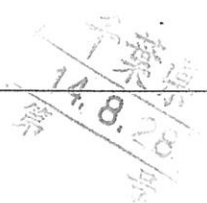
【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 48012号  
 【ロ. 氏名】 平川 國一  
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 11358号  
 (株) 環境設計工房  
 【ニ. 郵便番号】 〒102-0074  
 【ホ. 所在地】 東京都千代田区九段南3-2-4-4F  
 【ハ. 電話番号】 03-3234-6521

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 未定  
 【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (大臣) 第 号  
 【ハ. 郵便番号】  
 【ニ. 所在地】  
 【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

習志野商工会議所会館 新築工事





建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】 千葉県習志野市津田沼四丁目593-8,9番地

【2.住居表示】 -

【3.都市計画区域の内外の別等】  
内 ( 市街化区域 市街化調整区域 区域区分未設定都市計画区域 ) 外

【4.防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【※5.その他の区域、地域、地区、街区】

【6.道路】  
 【イ.幅員】 16.00 m  
 【ロ.敷地と接している部分の長さ】 58.575m

【7.敷地面積】  
 【イ.敷地面積】 (1) ( 415.74㎡ ) ( ) ( ) ( )  
 (2) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ロ.用途地域等】 ( 第1種住居 ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ.建築基準法第52条第1項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合】 ( 200% ) ( ) ( ) ( )  
 【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合】 ( 60% ) ( ) ( ) ( )  
 【ホ.敷地面積の合計】 (1) 415.74㎡ ( ) ( ) ( )  
 (2) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%  
 【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70%  
 【チ.備考】 角地の緩和適用

【8.主要用途】 (区分 08470) 事務所

【9.工事種別】  
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10.建築面積】 (申請部分 277,448㎡)(申請以外の部分 ) (合計 277,448㎡ )  
 【イ.建築面積】 ( 286,867㎡ ) ( 286,867㎡ )  
 【ロ.建築面積の敷地面積に対する割合】 60.83% 66.13%

【11.延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )  
 【イ.建築物全体】 ( 1037.332㎡ ) ( ) ( 1037.332㎡ )  
 【ロ.地階の住宅の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ハ.共同住宅の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ニ.自動車庫等の部分】 ( 206.415㎡ ) ( ) ( 206.415㎡ )  
 【ホ.住宅の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ハ.延べ面積】 830.917㎡  
 【ト.延べ面積の敷地面積に対する割合】 199.86%

【12.建築物の数】  
 【イ.申請に係る建築物の数】 1  
 【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 0

【13.建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物 )  
 【イ.最高の高さ】 ( 18.240m ) ( )  
 【ロ.階数】 地上 ( 4 ) ( )  
 地下 ( 0 ) ( )  
 【ハ.構造】 鉄筋コンクリート造 一部 造

【14.許可・認定等】

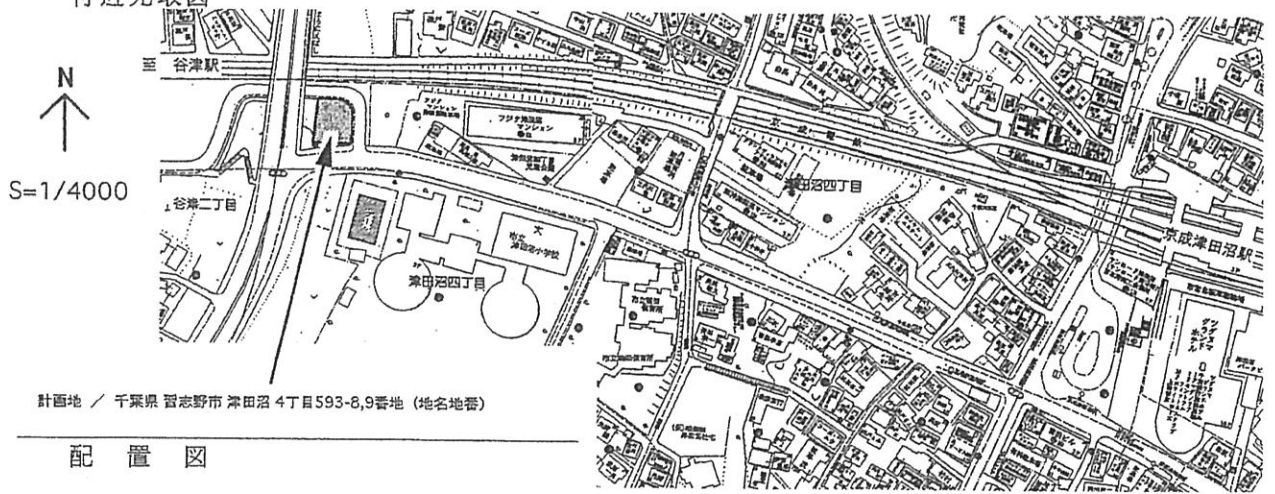
【15.工事着手予定年月日】 平成14年10月 1日

【16.工事完了予定年月日】 平成15年 3月31日

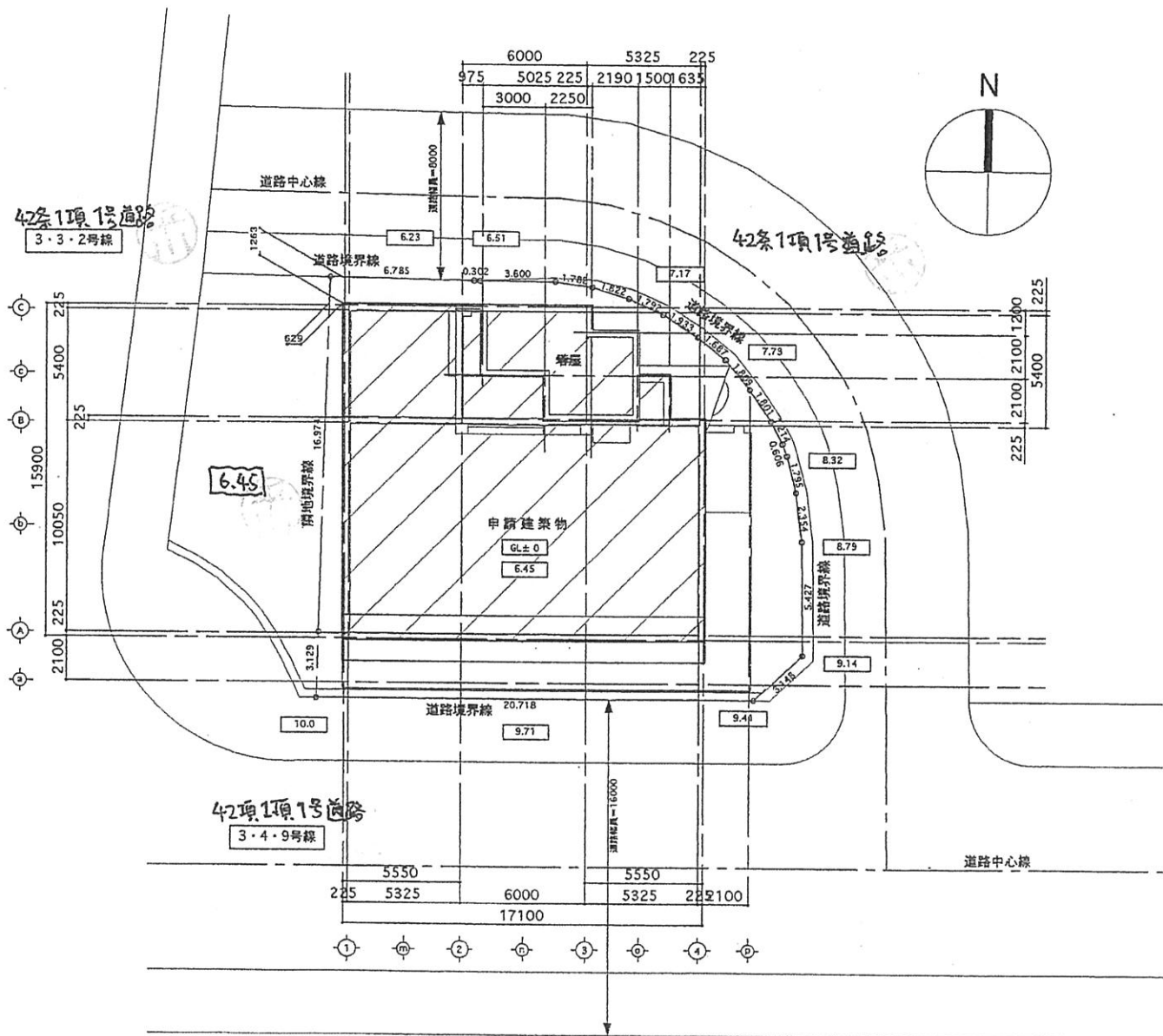
【17.指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
 (第 回) 平成 年 月 日 ( )  
 (第 回) 平成 年 月 日 ( )  
 (第 回) 平成 年 月 日 ( )

【18.その他必要な事項】

付近見取図



配置図



配置図 S=1/300

59

登記年月日：平成12年7月31日

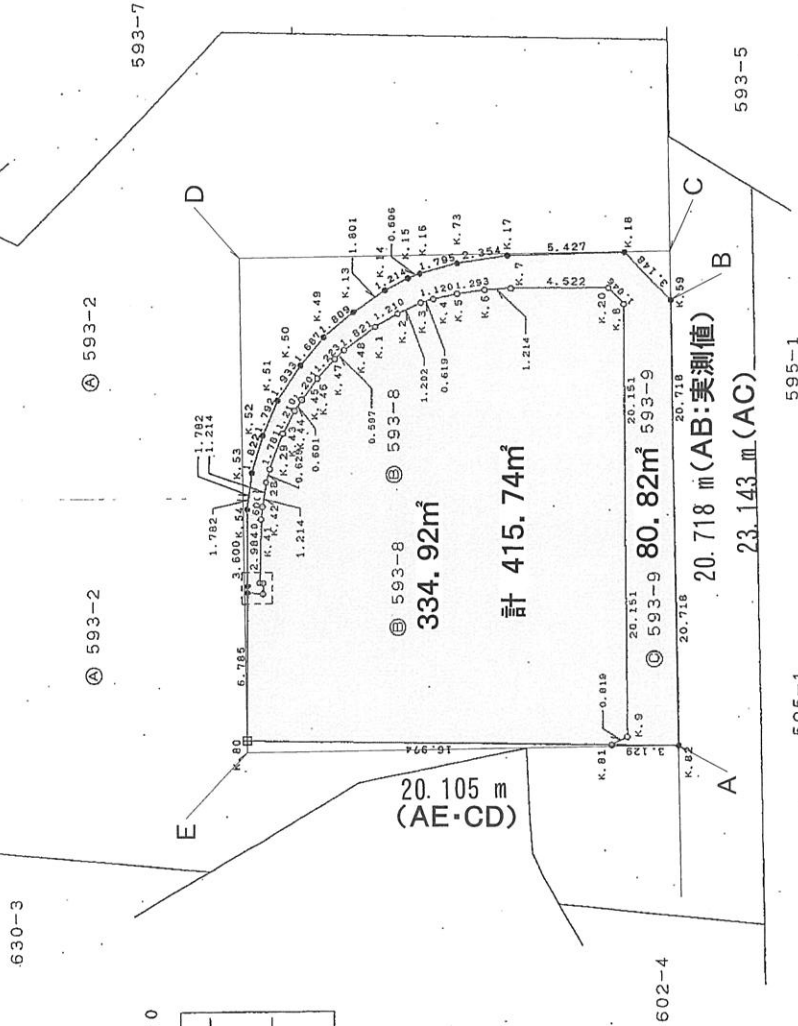
122316

番 593-2, -8, -9

所在地 習志野市津田沼四丁目

地積測量図 12.7.31 (1/2)

### 画地計算図(正面基準)



#### 登記事項証明書地積

593-8 334㎡  
 593-9 80㎡  
 (計) 414㎡

#### 分筆測量図の求積値

593-8 334.92㎡  
 593-9 80.82㎡  
 (計) 415.74㎡

分筆測量図の求積値を評価地積とします。

① 評価土地の面積	415.74 m²
② 間口	AB 20.71 m
③ 想定整形地	A・E・D・C
④ 想定整形地の間口	AC 23.14 m
⑤ 想定整形地の奥行	A'E / CD 20.10 m
⑥ 奥行距離の測定 ①÷②と⑤のいずれか小さい(短い)方 415.74 ÷ 20.71 = 20.07 20.07 < 20.10 ∴ 評価土地の奥行距離	20.07 m



土地家屋調査士  
 千葉県習志野市茜浜1丁目2番18  
 土地家屋調査士 吉田哲

青人

習志野市長 荒木 勇

(平成12年6月2日)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和4年5月27日 千葉県方法務局 登記官 古蘭 義弘



60

登記年月日：平成12年7月31日

122316

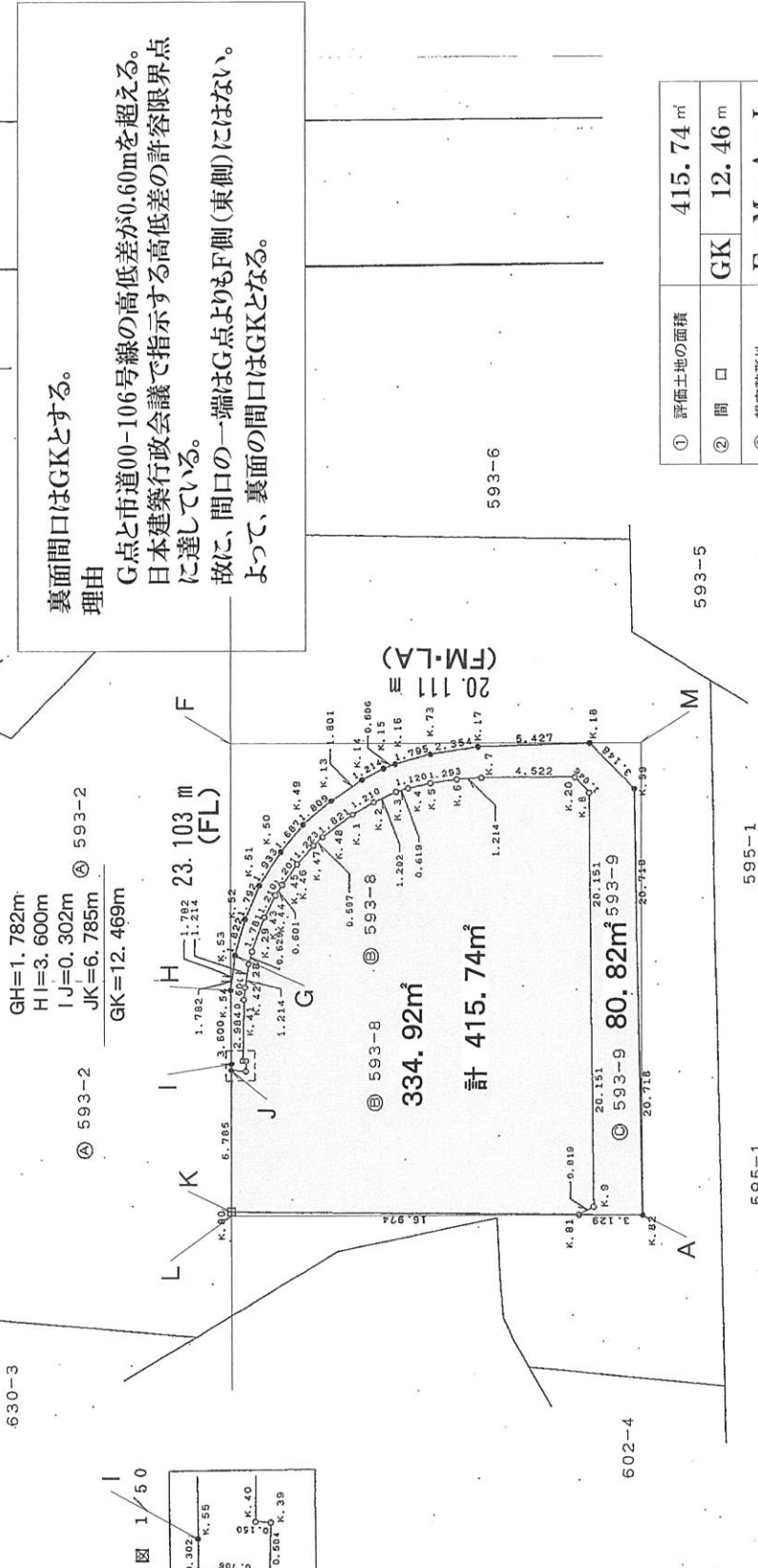
番 593-2, -8, -9

地積測量図

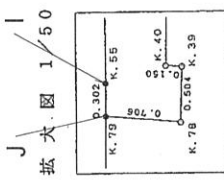
12.7.31

所在地 習志野市津田沼四丁目

# 画面地計算図(裏面基準)



裏面間口はGKとする。  
理由  
G点と市道00-106号線の高低差が0.60mを超える。  
日本建築行政会議で指示する高低差の許容限界点  
に達している。  
故に、間口の一端はG点よりもF側(東側)にはない。  
よって、裏面の間口はGKとなる。



① 評価土地の面積	415.74 m <sup>2</sup>
② 間口	GK 12.46 m
③ 想定整形地	F・M・A・L
④ 想定整形地の間口	FL 23.10 m
⑤ 想定整形地の奥行	FM LA 20.11 m
⑥ 奥行距離の測定 ①+②と⑤のいずれか小さい(短い)方 415.74 ÷ 12.46 = 33.36 20.11 < 33.36 ∴評価土地の奥行距離	20.11 m

土地家屋調査士  
千葉県習志野市西浜1丁目2番18号  
土地家屋調査士 吉田哲  
習志野市長 荒木 勇  
平成12年6月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和4年5月27日 千葉地方務局 登記官 古蘭 弘



61